

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町12番20号

株式会社 
代表取締役 CEO 西 嶋 尚 生

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いている中、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月15日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2021年6月15日（火曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月16日（水曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市台町2丁目8番35号
ホテルニューオータニ長岡 3階 桜の間
(会場が例年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第118期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第118期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に十分にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
- ・なお、当社役員につきまして、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただきます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

- ・株主総会の運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・本株主総会では、例年よりも円滑な議事進行を予定しております。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsugami.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には掲載していません。

- ① 新株予約権等の状況
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合、また、新型コロナウイルスに関する今後の状況変化により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月15日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当期における当社グループを取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等から、年度前半は国内・海外市場共に調整局面が続きましたが、年央以降、中国を中心とした需要回復を受けて、受注環境は回復基調に転じてきております。

その結果、売上収益は、前期比25.0%増の61,662百万円となりました。

国内売上収益は前期比37.4%減の6,129百万円、海外売上収益は同40.5%増の55,532百万円となり、海外売上収益比率は前期比10.0%上昇し、90.1%となりました。

また、機種別の売上収益では、主力の自動旋盤は前期比33.2%増の51,810百万円、研削盤は同28.8%減の2,489百万円、マシニングセンタ・転造盤・専用機は同21.5%増の4,096百万円となりました。

利益面につきましては、営業利益は前期比109.5%増の9,533百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同145.7%増の4,917百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中に取得した主要設備

当社長岡工場	新業務システムの構築
津上精密机床(浙江)有限公司	工作機械製造設備の増設
安徽津上精密机床有限公司	工作機械、鋳物等部品製造の新工場※
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED	工作機械、鋳物等部品製造の新工場※

(※は継続中であります。)

上記等の投資総額は2,456百万円であり、自己資金を充当いたしました。

③資金調達の状況

当年度中は、社債および新株式の発行による資金調達は実施しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第115期 2017年度	第116期 2018年度		第117期 2019年度	第118期 2020年度 (当連結会計年度)
	日本基準	日本基準	国際会計基準	国際会計基準	国際会計基準
売上高又は売上収益	57,576	67,447	68,486	49,310	61,662
経常利益又は税引前利益	6,510	10,154	10,384	4,259	9,459
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社の所有者 に帰属する当期利益	4,171	6,033	6,192	2,001	4,917
1株当たり当期純利益又は 基本的1株当たり当期利益	74.71円	114.94円	117.98円	38.60円	95.21円
総資産又は資産合計	62,362	64,217	69,692	61,860	79,278
純資産又は資本合計	37,516	40,065	40,072	39,073	46,836
1株当たり純資産 又は1株当たり 親会社所有者帰属持分	585.58円	632.63円	641.69円	628.14円	751.14円

- (注) 1. 第117期よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第116期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
2. 科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ツガミ総合サービス	42百万円	100.0	工場構内の建物、設備の点検・保守、損保代理業務
津上精密機床(中国)有限公司	380百万 香港ドル	70.9	持株会社
津上精密機床(香港)有限公司	767百万 香港ドル	100.0 (100.0)	持株会社
津上精密機床(浙江)有限公司	517百万 人民元	100.0 (100.0)	工作機械の製造販売
浙江品川精密機械有限公司	35百万 人民元	100.0 (100.0)	工作機械用鋳物の製造販売
安徽津上精密機床有限公司	150百万 人民元	100.0 (100.0)	工作機械、鋳物等部品の製造販売
TSUGAMI KOREA CO., LTD.	1,000百万 ウォン	100.0	工作機械の販売
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED	495百万 ルピー	90.9 (15.1)	工作機械の製造販売

(注)1. 当社の議決権比率()内は間接所有割合で内数であります。

2. ㈱ツガミマシナリーにつきましては、2020年10月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

(中長期的課題)

当社グループは、中長期的戦略として、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでおります。

①成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、更に高度化するHDD・IT分野・医療分野等に、お客様の要請に十分応えられる新製品の市場投入に全力で取り組んでまいります。

②成長地域を狙った事業戦略

引き続き重視しなければならないアジア市場（中国・東南アジア・インド等）への生産・販売・アフターサービス体制の更なる強化を図ってまいります。

③経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の強化と高効率経営を図ってまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼される経営に全力で取り組んでまいります。

④サステナビリティの取組強化

当社グループは、サステナビリティが重要な経営課題であると認識しており、2021年4月にサステナビリティ委員会を設置しました。これまで以上に社会課題の解決と事業の成長を両立したサステナビリティの取組みを強化するとともに、ESG情報などの非財務情報の開示にも努めてまいります。

以上のような取組みにより、お客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に信頼される企業として、最大限の経営努力をしてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

精密工作機械の製造および販売

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社 営 業 所 長 岡 工 場	東 京 都 中 央 区 上尾、長岡、茅野、名古屋、大阪 新 潟 県 長 岡 市

② 子会社

名 称	所 在 地
(株) ツガミ 総合サービス	新 潟 県 長 岡 市
津上精密机床(浙江)有限公司	中 国 浙 江 省
浙江品川精密機械有限公司	中 国 浙 江 省
安徽津上精密机床有限公司	中 国 安 徽 省
TSUGAMI KOREA CO., LTD.	韓 国 ア ン ニ ャ ン 市
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED	イ ン ド タミル・ナードゥ州オラガダム

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,586 (92) 名	363名増 (3名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。使用人数が前連結会計年度末に比べ363名増加したのは、主として津上精密机床 (浙江) 有限公司において増加したことによるものです。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
496 (76) 名	45名増 (4名減)	43.6歳	19.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,200百万円
株式会社みずほ銀行	1,300百万円
株式会社第四北越銀行	1,200百万円
株式会社八十二銀行	300百万円

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様へ利益還元を図ることが基本と考えております。従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、株主還元策の一環としての自己株式取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的として、その必要性、財務状況、株価動向等を総合的に判断いたしまして適切に対応してまいります。

2021年3月期の剰余金の配当につきましては、1株につき中間配当金12円、期末配当金14円の年間26円とさせていただきます。

また、2022年3月期の剰余金の配当につきましては、1株につき中間配当金14円、期末配当金14円、年間28円とさせていただきます予定であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 320,000,000株
②発行済株式の総数 55,000,000株
③株主数 8,585名
④大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,907	7.67
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	2,579	5.06
株式会社第四北越銀行	2,184	4.29
第一生命保険株式会社	2,100	4.12
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,897	3.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,894	3.72
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,875	3.68
株式会社三井住友銀行	1,516	2.97
ツガミ取引先持株会	1,063	2.08
ダイキン工業株式会社	717	1.40

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を4,105千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 株式会社第四北越銀行は、株式会社第四銀行と株式会社北越銀行が2021年1月1日に合併したものです。

【ご参考】

当社が保有する株式に関する事項（2021年3月31日現在）

①政策保有に関する方針

当社は、重要な取引先との信頼関係の強化を図り、当社の中長期的な成長・企業価値の向上に資すると判断される場合に、政策株式を保有します。保有する株式については、毎年、個別銘柄ごとに保有の意義、便益やリスク等の経済的合理性を、主要な執行役員で構成する経営会議で精査し、必要に応じて取締役会に諮り検証します。その結果、保有の意義・合理性が乏しいと判断される株式は、市場動向などを考慮のうえ売却し縮減を進めます。

②政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、議決権の行使にあたって、議案内容を厳格に検討し、当社の企業価値を毀損させることがないか、当該企業の中長期的な企業価値の向上に資するか、反社会的行為を行っていないか、株主利益を軽視していないかなどを総合的に判断しています。

③当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
16銘柄	4,093百万円

(注)2021年3月31日現在の連結財政状態計算書の資本合計46,836百万円と比較して、貸借対照表計上額の合計額の割合は8.74%。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年 3月 31日 現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西 嶋 尚 生	
代表取締役	堆 朱 誠 治	
取締役	邊 宰 賢	TSUGAMI KOREA CO., LTD. 社長
取締役	カメスワン バラ スプ`ラマニアン	TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LTD. 取締役議長
取締役	唐 東 雷	津上精密机床(浙江)有限公司 総経理
取締役	久 保 健	
取締役	丸 野 孝 一	(株)第一生命経済研究所 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	米 山 賢 司	
取締役 (監査等委員)	竹 内 芳 美	中部大学総長補佐 教授
取締役 (監査等委員)	安 達 健 祐	
取締役 (監査等委員)	島 田 邦 雄	島田法律事務所 代表パートナー
取締役 (監査等委員)	山 宮 道 代	田辺総合法律事務所 パートナー

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- 代表取締役社長 風間浩明氏は2020年6月17日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。堆朱誠治氏は、同株主総会において新たに取締役に選任され就任しております。
- 取締役 久保健氏、丸野孝一氏、並びに取締役(監査等委員) 竹内芳美氏、安達健祐氏、島田邦雄氏、山宮道代氏は、社外取締役であります。
- 取締役(監査等委員) 竹内芳美氏、安達健祐氏、島田邦雄氏、山宮道代氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 情報の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために米山賢司氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である久保健氏、丸野孝一氏、竹内芳美氏、安達健祐氏、島田邦雄氏、山宮道代氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主と価値を共有する報酬体系とし、個人別の報酬額決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。
- ・独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経ることにより、客観性と透明性を確保します。
- ・報酬は、株主総会決議により定めた報酬総額の範囲内とします。

b. 報酬の構成

- ・業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬とします。種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模である他社の動向等を踏まえ、役位、職責等を勘案し、報酬委員会において審議を行います。取締役会（後記の委任を受けた代表取締役CEO）は、報酬委員会の答申を尊重して、個人別に種類別の報酬割合および報酬の内容等を決定します。金銭報酬については、役位および職責等に応じた基本報酬を基礎とし、業務執行を担うことから、一部を業績連動報酬とすることにより、業務執行の責任を意識づけ、かつ業績向上のインセンティブを高めます。加えて、非金銭報酬として株主と価値を共有する株式報酬を設けることにより、中長期的な企業価値向上を意識づけることのできる報酬構成とします。
- ・社外取締役および監査等委員である取締役については、監督機能を担う職務に鑑み、基本報酬のみとします。

c. 基本報酬(金銭報酬)

- ・基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、社内・社外および常勤・非常勤の別、当社の業績等を総合的に勘案して決定します。

d. 業績連動報酬

- ・業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるため業績指標等を反映した金銭報酬とし、月例の報酬として支給します。業績指標とその値は、業績予想値（連結売上収益、連結営業利益等）の達成度合い、担当業務の業績評価等と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。

e. 非金銭報酬

- ・非金銭報酬は、中長期的な業績連動報酬の一環として、株式報酬型ストックオプションとします。役位、職責、当社の業績などを総合的に勘案して当社株式の新株予約権の付与数を決定し、毎年、一定の時期に付与するものとして、退職時に権利行使可能な仕組みとします。なお、2021年6月16日開催の定時株主総会において、従来の株式報酬型ストックオプションに代わり、譲渡制限付株式報酬を新たに導入する予定です。

f. 個人別の報酬等内容の決定の手続き

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等内容の決定に際して、報酬委員会は、取締役会より諮問を受け、上記方針・基準に基づき審議を行い答申します。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議により一任された代表取締役CEOが、報酬委員会の答申を尊重して決定します。但し、株式報酬型ストックオプションの個人別付与数については、報酬委員会の答申を尊重して、取締役会で決議します。
- ・監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会の答申を尊重して、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会において協議を行い決定します。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	160 (18)	109 (18)	19 (-)	31 (-)	10 (4)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	51 (33)	51 (33)	- (-)	- (-)	7 (6)
合 計 (うち社外取締役)	211 (51)	160 (51)	19 (-)	31 (-)	17 (10)

- (注) 1. 上記には、2020年6月17日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）3名および監査等委員である取締役2名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標とその値は、業績予想値（連結売上収益、連結営業利益等）の達成度合い、担当業務の業績評価等と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。
3. 非金銭報酬等の内容は、株式報酬型ストックオプションであり、役位、職責、当社の業績などを総合的に勘案して当社株式の新株予約権の付与数を決定し、退職時に権利行使可能な仕組みとしております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2018年6月20日開催の第115期定時株主総会において、年額250百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。また、この金銭報酬とは別枠で、2018年6月20日開催の第115期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額80百万円以内（社外取締役を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は5名です。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月20日開催の第115期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役CEO西嶋尚生に対し取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容（基本報酬および業績連動報酬の額等）の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断したためであります。なお、当社は、2021年1月22日開催の取締役会において、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会および報酬委員会を設置することを決議しております。上記取締役の報酬等内容の決定に際しては、事前に報酬委員会において審議し、取締役会の決議により一任された代表取締役CEOは、報酬委員会の答申を尊重して決定することとしております。

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位 氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社と兼職先との関係
取締役 久 保 健	三井住友カード(株)	特別顧問	当社と三井住友カード(株)との間には、特別の利害関係はありません。
取締役 丸 野 孝 一	(株)第一生命経済研究所	代表取締役社長	当社と(株)第一生命経済研究所との間には、特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員) 竹 内 芳 美	中部大学	総長補佐、教授	当社と中部大学との間には、特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員) 島 田 邦 雄	島田法律事務所 ヒューリックリート 投資法人	代表パートナー 監督役員	当社と島田法律事務所、ヒューリックリート投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員) 山 宮 道 代	田辺総合法律事務所	パートナー	当社と田辺総合法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 久保 健	2020年6月17日取締役就任後、当期開催の取締役会7回のうち7回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 丸野 孝一	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 竹内 芳美	2020年6月17日取締役就任後、当期開催の取締役会7回のうち7回に、監査等委員会4回のうち4回に出席いたしました。主に当社事業と関連の深い工作機械等の研究者としての専門的な立場から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 安達 健祐	2020年6月17日取締役就任後、当期開催の取締役会7回のうち6回に、監査等委員会4回のうち3回に出席いたしました。主に各業界動向に関する幅広い見識に基づいて監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 島田 邦雄	当期開催の取締役会9回のうち9回に、監査等委員会5回のうち5回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、指名委員会の委員長および報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 山宮 道代	2020年6月17日取締役就任後、当期開催の取締役会7回のうち7回に、監査等委員会4回のうち4回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 当社は、2021年1月に取締役会の諮問機関として任意の指名委員会および報酬委員会を設置いたしました。

取締役および執行役員の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としております。

各委員会は、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成し、過半数は独立社外取締役としております。

(3) 会計監査人の状況

①名称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 津上精密机床(浙江)有限公司及びTSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITEDは、会計監査人以外の公認会計士が計算関係書類の監査をしております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④責任限定契約の内容の概要

契約はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、企業価値の持続的な拡大のため、業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を以下のように決定しております。

- ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の取締役会はコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。
 - ロ. 当社の取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築するとともに通報者の保護を図る。
 - ハ. 当社CEO直轄部署として「監査室」を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。
 - ニ. 当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める「監査等委員会監査等基準」に基づき監査を実施する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理する。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理委員会を設置しリスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには、迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、「取締役会規則」により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行う。
 - ロ. 当社は、取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置し、取締役会から諮問された事項につき、これらの委員会において審議した内容を取締役に答申し、取締役会は当該答申内容を踏まえて決議することにより、役員の名指しおよび報酬に関する公正性、透明性、客観性を担保する。
 - ハ. また、原則毎月、経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。
- ⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社管理規程」を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、経営会議で子会社の月次業績、財務状況その他の重要な情報を報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」および「リスク管理実施要領規程」に従って、グループ事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、リスク管理委員会を必要に応じ開催し、リスクの把握および適切な対策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、定期的開催される経営会議等で、重要事項の事前協議を行い、子会社の取締役会において決議することにより、効率性を確保する。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、「ツガミグループ行動規範」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。

b. 定期的開催される経営会議に子会社の取締役等も参加し、内部統制に関する協議を進める。

c. 内部監査部門（監査室）は、子会社が業務の執行において法令・社内規程およびコンプライアンスを遵守していることを確認する。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 当社は、監査等委員会から請求がある場合は、監査等委員会を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことができる。

ロ. 当社は、企業規模、業種、経営上のリスクその他当社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努める。

⑦前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 当社は、補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性の確保に努める。

ロ. 当社は、補助使用人の独立性の確保に必要な下記事項の明確化などに取り組む。

a. 補助使用人の権限

b. 補助使用人の属する組織

c. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の補助使用人に対する指揮命令権を排除する。

d. 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員会の同意権を付与する。

⑧監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、その職務の執行に関して、次の事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。

a. 会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項

- b. 法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合は、その事実に関する事項
- c. 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果
- d. 内部通報制度の運用状況及び通報の内容
- ロ. 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - a. 子会社の役員および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
 - b. 子会社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を当社の監査等委員会に報告する。
- ⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない旨の体制の整備に努める。
- ⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明しうる場合を除き、速やかに当該請求に応じる。
- ⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ロ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて、会計監査人に報告を求める。
 - ハ. 監査等委員会は、内部監査部門（監査室）と密接な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
- ⑫財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。
 - ロ. 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。
 - ハ. 本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門（監査室）を責任部署として実施する。
- ⑬反社会的勢力を排除するための体制
 - イ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、企業防衛協議会等の外部専門機関とも連携して対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下の通りであります。

①コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス方針を定めた「ツガミグループ行動規範」を当社グループの全社員に配布し、法令および定款を順守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報制度の構築、内部監査部門（監査室）によるコンプライアンス実施状況についての内部監査実施などにより実効性向上に努めております。

②リスク管理体制

「リスク管理規程」および「リスク管理実施要領規程」に従い、適宜リスク管理委員会を開催し、当社グループのリスクの状況把握、監視を行い、適切な対策を講じてきました。また、その状況は適宜取締役会等に報告し協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

③取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、現在の社外取締役6名体制により、外部からの経営の監視機能という面でガバナンス機能を十分発揮できる体制であると考えますが、より独立した立場からの監督機能を確保することが重要であるとの認識のもと、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会および報酬委員会を設置し、一層のガバナンス強化を図っております。

④グループ管理体制

「グループ会社管理規程」に基づき、経営会議において、子会社は月次業務、財務状況その他重要な情報を報告しております。また、内部監査部門（監査室）が重要な子会社の業務監査を定期的実施しております。

⑤監査等委員の職務執行

監査等委員は、定例の監査等委員会を開催している他、取締役会および経営会議などの重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役および使用人に説明を求めています。当社代表取締役、会計監査人および内部監査部門（監査室）と定期的な情報交換を行い、監査の有効性の確保を図っております。

連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	17,207	営業債務及びその他の債務	14,797
営業債権及びその他の債権	20,428	借 入 金	9,579
その他の金融資産	30	その他の金融負債	210
棚 卸 資 産	20,774	未払法人所得税等	1,332
その他の流動資産	1,582	引 当 金	384
流 動 資 産 合 計	60,023	契 約 負 債	3,161
非 流 動 資 産		その他の流動負債	737
有形固定資産	11,808	流 動 負 債 合 計	30,204
使用権資産	1,302	非 流 動 負 債	
無 形 資 産	1,116	その他の金融負債	123
退職給付に係る資産	91	退職給付に係る負債	893
その他の金融資産	4,420	繰延税金負債	887
繰延税金資産	253	その他の非流動負債	333
その他の非流動資産	261	非 流 動 負 債 合 計	2,237
非 流 動 資 産 合 計	19,254	負 債 合 計	32,441
資 産 合 計	79,278	(資 本)	
		資 本 金	12,345
		資 本 剰 余 金	3,332
		自 己 株 式	△4,371
		その他の資本の構成要素	2,560
		利 益 剰 余 金	24,362
		親会社の所有者に帰属する 持 分 合 計	38,229
		非 支 配 持 分	8,607
		資 本 合 計	46,836
		負債及び資本合計	79,278

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	61,662
売 上 原 価	△44,457
売 上 総 利 益	17,204
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△8,297
そ の 他 の 収 益	670
そ の 他 の 費 用	△44
営 業 利 益	9,533
金 融 収 益	339
金 融 費 用	△413
税 引 前 利 益	9,459
法 人 所 得 税 費 用	△2,822
当 期 利 益	6,636
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	4,917
非 支 配 持 分	1,718
当 期 利 益	6,636

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				在外営業の 活動体 換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産
2020年4月1日時点の残高	12,345	3,306	△2,994	△1,535	2,574
当期利益					
その他の包括利益				2,016	1,459
当期包括利益合計	—	—	—	2,016	1,459
自己株式の取得			△1,495		
自己株式の処分		△57	119		
配当金					
株式報酬取引による増減		88			
利益剰余金への振替					△1,952
非支配持分との資本取引		△5		△1	
所有者との取引額合計	—	25	△1,376	△1	△1,952
2021年3月31日時点の残高	12,345	3,332	△4,371	478	2,081

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配 持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	合計		
	確定給付制度 の再測定	合計					
2020年4月1日時点の残高	—	1,038	18,784	32,480	6,593	39,073	
当期利益			4,917	4,917	1,718	6,636	
その他の包括利益	11	3,487		3,487	779	4,266	
当期包括利益合計	11	3,487	4,917	8,405	2,497	10,902	
自己株式の取得				△1,495		△1,495	
自己株式の処分			△61	0		0	
配当金			△1,242	△1,242	△454	△1,697	
株式報酬取引による増減				88		88	
利益剰余金への振替	△11	△1,963	1,963	—		—	
非支配持分との資本取引		△1		△7	△28	△35	
所有者との取引額合計	△11	△1,965	659	△2,656	△483	△3,140	
2021年3月31日時点の残高	—	2,560	24,362	38,229	8,607	46,836	

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	21,105	流 動 負 債	14,027
現金及び預金	7,470	支払手形	2,640
受取手形	651	買掛金	2,521
電子記録債権	326	短期借入金	7,500
売掛金	3,387	未払金	161
製品・商品	3,743	未払費用	231
仕掛品	1,385	未払法人税等	303
原材料・貯蔵品	3,026	製品保証引当金	208
関係会社短期貸付金	333	賞与引当金	180
未収消費税等	745	その他	282
その他	145		
貸倒引当金	△110	固 定 負 債	1,143
固 定 資 産	14,170	繰延税金負債	250
有形固定資産	2,440	退職給付引当金	853
建物	1,813	その他	40
構築物	67	負 債 合 計	15,171
機械装置	196	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	4	株 主 資 本	17,530
工具・器具備品	89	資 本 金	12,345
土地	246	利 益 剰 余 金	9,556
リース資産	21	利益準備金	491
建設仮勘定	0	その他利益剰余金	9,065
無形固定資産	1,057	繰越利益剰余金	9,065
電話加入権	7	自 己 株 式	△4,371
ソフトウェア	1,049	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,950
その他	0	その他有価証券評価差額金	1,950
投資その他の資産	10,671	新 株 予 約 権	623
投資有価証券	4,093	純 資 産 合 計	20,104
関係会社株式	3,173	負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,275
関係会社出資金	849		
関係会社長期貸付金	2,221		
前払年金費用	135		
その他	198		
資 産 合 計	35,275		

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	20,367
売 上 原 価	16,261
売 上 総 利 益	4,105
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,995
営 業 利 益	109
営 業 外 収 益	1,676
受 取 利 息	48
受 取 配 当 金	1,382
受 取 保 険 金	56
そ の 他	188
営 業 外 費 用	218
支 払 利 息	103
手 形 売 却 損	38
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	39
為 替 差 損	3
そ の 他	33
経 常 利 益	1,568
特 別 利 益	2,868
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,806
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	61
特 別 損 失	21
固 定 資 産 除 却 損	9
関 係 会 社 株 式 評 価 損	11
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	4,414
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	680
法 人 税 等 調 整 額	△77
当 期 純 利 益	3,810

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		その 資 余 剰 金	他 本 金 合 計	資 余 本 金 計	利 準 備 金	益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金
当 期 首 残 高	12,345	—	—	367	6,682	7,050
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				124	△1,366	△1,242
当 期 純 利 益					3,810	3,810
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分					△61	△61
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	124	2,382	2,506
当 期 末 残 高	12,345	—	—	491	9,065	9,556

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△2,994	16,400	2,432	2,432	591	19,424
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△1,242				△1,242
当 期 純 利 益		3,810				3,810
自 己 株 式 の 取 得	△1,495	△1,495				△1,495
自 己 株 式 の 処 分	119	57				57
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△481	△481	31	△449
当 期 変 動 額 合 計	△1,376	1,130	△481	△481	31	680
当 期 末 残 高	△4,371	17,530	1,950	1,950	623	20,104

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ツガミ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塚 田 一 誠 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 島 伸 一 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツガミの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ツガミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社および連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ツガミ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塚田 一 誠 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大島 伸 一 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツガミの2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社ツガミ		監査等委員会			
常勤	監査等委員	米山	賢司		Ⓜ
	監査等委員	竹内	芳美		Ⓜ
	監査等委員	安達	健祐		Ⓜ
	監査等委員	島田	邦雄		Ⓜ
	監査等委員	山宮	道代		Ⓜ

(注) 監査等委員 竹内芳美、安達健祐、島田邦雄、山宮道代は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役5名(うち社外取締役2名)の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会における審議を経ており、監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有当社 株式数
1	にし じま たか お 西 嶋 尚 生 (1947年12月14日生)	1999年5月 当社入社 営業開発部長 兼 津上工販(株)常務取締役 2000年6月 当社取締役統轄本部営業開発部長 2003年4月 当社代表取締役社長 2012年4月 当社代表取締役会長兼社長CEO 2019年6月 当社代表取締役会長CEO(現任)	10,000株
(取締役候補者とした理由) これまで、当社グループ全体を牽引し、グローバルな事業展開やコーポレート・ガバナンスの強化などを進め、企業価値向上に貢献しております。今後も、当社グループの事業の推進と経営体制の一層の強化を期待し、引き続き取締役候補者としていたしました。			
2	むろ もと いち ろう 室 本 一 郎 (1958年5月7日生) [新任]	1982年4月 (株)北越銀行(現株第四北越銀行)入行 2009年6月 同行総合企画部長 2013年6月 同行取締役人事部長 2015年6月 同行常務取締役 2021年2月 当社常勤顧問 管理部門統括補佐 (現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 金融機関での長年にわたる業務経験と、企業管理部門責任者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に活かしたいと判断し、取締役候補者としていたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有当社 株式数
3	たんとうらい 唐 東 雷 (1962年11月27日生)	2005年11月 当社入社 2010年6月 当社取締役常務執行役員中国事業担当 兼 津上精密机床(浙江)有限公司副董事長 兼 総経理 2017年2月 津上精密机床(浙江)有限公司副董事長 兼 総経理(現任) 津上精密机床(香港)有限公司取締役(現任) 津上精密机床(中国)有限公司業務執行取締役(現任) 2018年6月 当社取締役顧問(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり当社の海外現地子会社の経営に携わり、グローバル事業拡大に貢献しております。その豊富な経験と幅広い見識が、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に欠かせないと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	くほけん 久 保 健 (1953年11月20日生) [社 外]	1977年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 2009年11月 プロミス(株)(現SMBCコンシューマーファイナンス(株))代表取締役社長最高執行役員 2013年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 (株)三井住友銀行 代表取締役兼副頭取執行役員 2013年6月 (株)三井住友フィナンシャルグループ代表取締役 2015年6月 三井住友カード(株)代表取締役社長兼最高執行役員 2019年4月 同社特別顧問(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 金融機関での長年にわたる業務経験と、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを活かし、特に金融や企業経営について専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しており、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有当社株式数
5	まるのこういち 丸野孝一 (1956年7月29日生) [社外]	1980年4月 第一生命保険相互会社 (現第一生命保険(株)入社) 2015年3月 静岡ガス(株) 社外監査役(現任) 2016年10月 第一生命ホールディングス(株) 専務執行役員 2016年10月 第一生命保険(株) 取締役専務執行役員 2017年4月 (株)第一生命経済研究所 代表取締役社長(現任) 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 生命保険会社での長年におわたる業務経験と、経済および企業経営に関する豊富な知見を有しております。これらを活かし、特に経済動向や企業経営について専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しており、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 久保健氏は、社外取締役候補者であり、2015年4月まで(株)三井住友フィナンシャルグループの取締役を務めておりました。その傘下の(株)三井住友銀行は、当社の主要取引金融機関であります。尚、同氏は現在、当社の社外取締役であり、在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
2. 丸野孝一氏は、社外取締役候補者であり、2017年3月まで第一生命保険(株)の取締役を務めておりました。当社と第一生命保険(株)との間に企業年金保険等の保険契約がありますが、金額は通常取引範囲内内あります。尚、同氏は現在、当社の社外取締役であり、本株主総会終結の時をもって監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)としての在任期間は1年であります。
3. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、久保健氏および丸野孝一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、久保健氏および丸野孝一氏の選任が承認された場合は、両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役米山賢司氏が、本株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会における審議を経ており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有当社 株式数
たか はし とも こ 高 橋 智 子 (1956年3月9日生) [新任]	1974年3月 当社入社 2013年6月 当社執行役員 管理部付部長 2014年4月 当社上席執行役員 管理部付部長 2017年4月 当社専務執行役員 人事部長兼 秘書室長 2018年6月 当社CHO 人事部長兼秘書室長 (現任)	5,000株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 長年にわたり当社の管理部門および人事部門の業務に携わっており、その豊富な経験と見識に基づき、監査等委員としての職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年6月20日開催の当社第115期定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）として、また、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額80百万円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の対象取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、上記株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に代えて、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.27%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.73%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年2月19日開催の当社取締役会において取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針および基準を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案が承認可決された場合には、既に割り当て済みのものを除き、今後、対象取締役に対する上記株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の割当ては行わないものとします。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数150,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該

対象取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員またはこれに準ずる使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職すること

となる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員およびこれに準ずる使用人に対し、割り当てる予定です。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



株主総会会場ご案内図

【会 場】

新潟県長岡市台町2丁目8番35号 ホテルニューオータニ長岡3階 桜の間
電話 0258-37-1111 (代表)

※開催場所が例年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

【交 通】

■電車でお越しのお客様

上越新幹線・信越本線・上越線 JR長岡駅東口より徒歩1分

■自動車でお越しのお客様

関越自動車道 長岡ICより約15分、長岡南越路スマートICより約20分
北陸自動車道 中之島・見附ICより約25分

